

監査報告書

平成 27 年 5 月 18 日

学校法人 愛知享栄学園

理事会 御中

監事 鳥居俊彦 

監事 岩田八郎 

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、学校法人愛知享栄学園の平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の業務、財産の状況及び計算書類（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・財産目録並びに附属明細表）について監査を行いました。

監査の結果、計算書類（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・財産目録並びに附属明細表）は、学校法人会計基準（文部省令第 18 号）に準拠しており、学校法人愛知享栄学園の平成 27 年 3 月 31 日現在の財政状況及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、学校法人の業務状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

以 上

監査報告書

平成27年 5月18日

学校法人 愛知享栄学園
評議員会 御中

監事 鳥居俊彦 

監事 岩田八郎 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人享栄学園の平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の業務、財産の状況及び計算書類（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・財産目録並びに附属明細表）について監査を行いました。

監査の結果、計算書類（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・財産目録並びに附属明細表）は、学校法人会計基準（文部省令第18号）に準拠しており、学校法人愛知享栄学園の平成27年3月31日現在の財政状況及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、学校法人の業務状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

以上